

中小企業政策審議会

第6回小規模企業基本政策小委員会資料

平成26年1月17日

農林水産省食料産業局

農林水産省

6次産業化ネットワーク活動交付金

【2, 131(2, 172) 百万円】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇を増大し、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を面的に拡大していくことが必要です。
- ・このため、都道府県への交付金により、地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む6次産業化等の取組を支援します。

政策目標

6次産業の市場規模の拡大

(約1兆円(22年度) → 3兆円(27年度) → 10兆円(32年度))

<主な内容>

1. 6次産業化ネットワーク活動推進交付金

831(772) 百万円

都道府県段階で6次産業化プランナー等を配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催やプロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組等について支援を行います。

交付率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の定額、1/2以内)
〔六次産業化・地産地消法等に基づく取組へは2/3以内〕
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

2. 6次産業化ネットワーク活動整備交付金

1,300(1,400) 百万円

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援を行います。

交付率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内)
事業実施主体：民間団体等

(お問い合わせ先： 食料産業局産業連携課 (03-6744-2063))

6次産業化ネットワーク活動交付金

都道府県に交付金を交付し、地域の創意工夫を生かした、
6次産業化、農商工連携等の取組の面的拡大を支援

多様な事業者との連携を促進

農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者、輸出業者、JA等が参画する6次産業化ネットワークを構築して実施する新商品開発・販路開拓などの取組を支援

- ① 推進会議の開催、プロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成など

〔 補助率 : 1/2以内
事業実施主体: 民間団体、地方公共団体等 〕

- ② ネットワークの下で農林漁業者等が行う新商品開発・販路開拓など

〔 補助率 : 1/2、2/3以内
事業実施主体: 民間団体等 〕

取組に必要な施設等の整備

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が行う、6次産業化ネットワークを構築して実施するプロジェクトの中で必要となる加工・販売施設等の整備を支援

〔 補助率 : 1/2以内
事業実施主体: 民間団体等 〕



支援体制の整備

都道府県段階で6次産業化プランナー等を配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備を支援

〔 補助率 : 定額
事業実施主体: 民間団体等 〕

想定事例（「トマトゼリー」の商品化）



- ① JAが農家に呼びかけ、六次産業化・地産地消法認定者、食品産業事業者、観光業者等と連携
- ② 法認定者がトマトゼリーを開発し、ホテルや土産物店、JAが運営する直売所等で販売
- ③ 複数産地のトマト農家がJAを通じて連携し、加工に適した規格のトマトを生産し、安定供給

【交付金の流れ】

国（農政局等）

都道府県

事業実施主体

農林漁業成長産業化ファンドの本格展開

【15,000百万円】(財投資金)

対策のポイント

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、出資等による支援を実施します。

<背景/課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大、地域の活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を推進することが必要です。
- ・「日本再興戦略」においても、農林水産業を成長産業にする重要施策として6次産業化の推進が位置づけられているところです。
- ・このため、農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して出資等による支援を実施します。

政策目標

6次産業の市場規模の拡大

(約1兆円(22年度) → 3兆円(27年度) → 10兆円(32年度))

<主な内容>

1. 出資

5,000百万円(産投出資)

農林水産物等を生かした新たな事業活動の開拓に取り組む6次産業化事業体(6次産業化・地産地消法の計画認定を受けた合弁会社等)を支援するための出資を行います。(出資契約等に必要な政府保証枠として財投資金とは別に350億円を措置)

2. 貸付(資本性劣後ローン)

10,000百万円(産投貸付)

出資を受けた6次産業化事業体に対する、民間金融機関等からの借入円滑化を図るための資本性劣後ローンの貸付を行います。

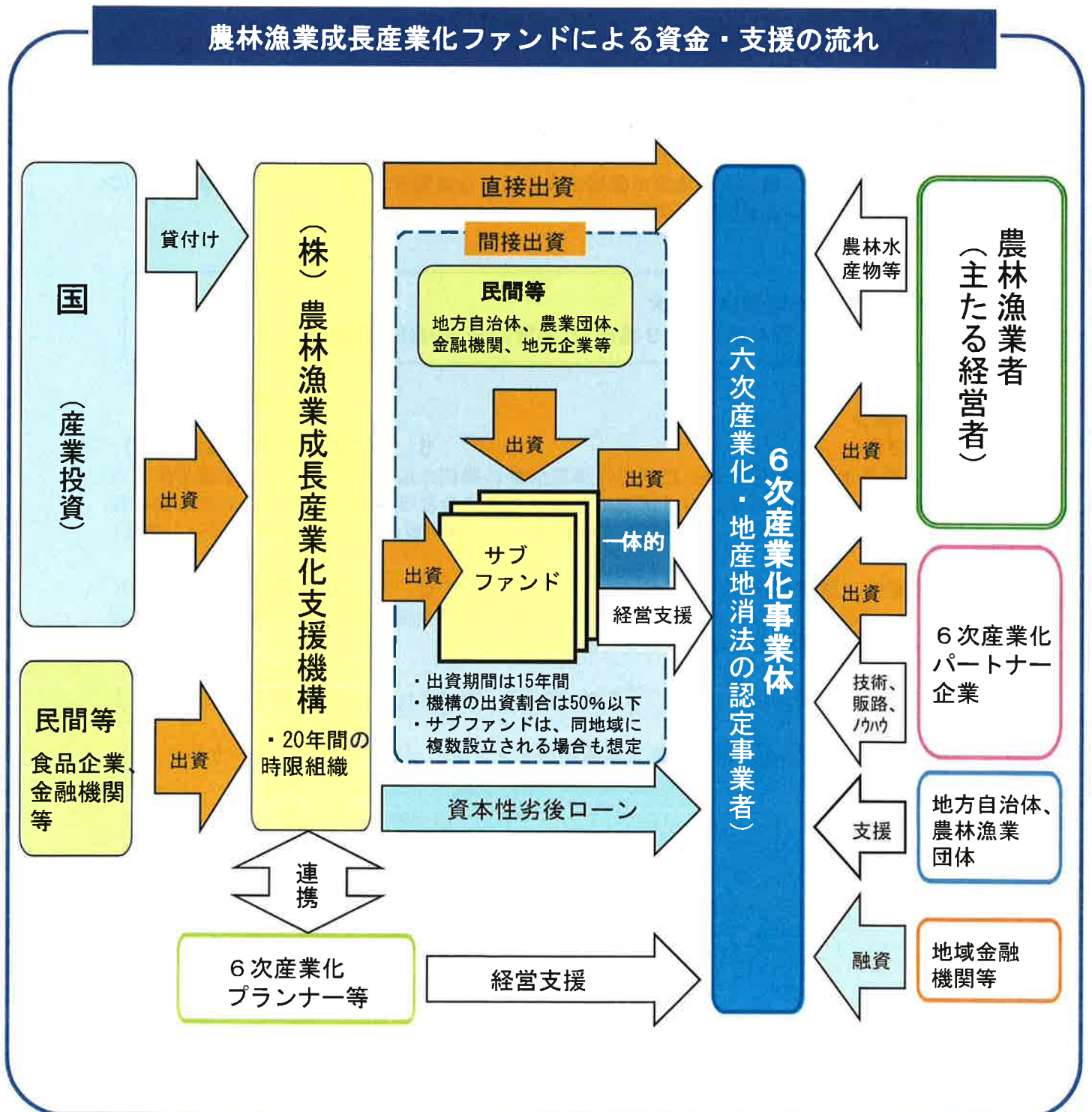
(事業実施主体:株式会社農林漁業成長産業化支援機構)

(お問い合わせ先:食料産業局産業連携課ファンド室 (03-6744-2076))

農林漁業成長産業化ファンドの本格展開

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して、出資等による支援を実施

農林漁業成長産業化ファンドによる資金・支援の流れ



輸出の拡大などグローバルな「食市場」の獲得

【21,749(20,932)百万円の内数】

対策のポイント

- ・ 「国別・品目別輸出戦略」の着実な実施に向けた司令塔機能を設置し、日本貿易振興機構（JETRO）への補助等を通じたオールジャパンでの輸出促進体制の下で、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。
- ・ 同戦略に基づき、諸外国の規制へ対応するため、動植物検疫協議に資する調査などを実施するとともに、輸出先国の求める衛生条件を満たす施設等を整備するなど、輸出対応型生産体制を強化し、輸出環境を整備します。
- ・ 食産業のグローバル化に向け、人材育成や環境整備を図るとともに、日本食文化の普及や、「食」がテーマのミラノ国際博覧会出展に向けた準備を行っています。

<背景／課題>

- ・ 「日本再興戦略」において、今後10年間で倍増するグローバルな「食市場」の獲得に向け、2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とすることを目指し、「国別・品目別輸出戦略」を策定することとしています。
- ・ このため、世界の料理界で日本食材の活用推進（Made FROM Japan）、日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）、日本の農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan）の取組を、JETRO等とも連携を深めつつ、一体的に推進することとしています。
- ・ また、ミラノ国際博覧会への政府出展については、関係省庁が連携し、国民各層、関係企業・団体等の理解と協力を得て、官民一体となって準備を進めます。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大

4,497億円（平成24年）→1兆円（平成32年）

<主な内容>

1. 輸出戦略実行事業〔新規〕

152（一）百万円

「国別・品目別輸出戦略」の効果的な実施に向け、オールジャパンの輸出促進の司令塔を設置し、輸出関連事業者等の参加の下、輸出を巡る状況等を踏まえた輸出戦略等について議論を行います。また、司令塔の下で、品目別輸出団体による輸出拡大方針を作成し、実効性のある産地間調整やマーケティング戦略を実現し、輸出拡大を図ります。

委託費
委託先：民間団体等

<各省との連携>

○内閣官房、外務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省及び観光庁

- ・ 「国別・品目別輸出戦略」に沿った取組を推進するため、オールジャパンでの戦略実行委員会を創設

2. 輸出倍増プロジェクト 1, 799 (1, 748) 百万円

JETROとの連携強化を通じた事業者発掘から商談支援に至る総合的なビジネスサポート体制を強化するとともに、農林漁業者や食品事業者等が行うジャパン・ブランドの確立に向けた取組や産地間連携の取組等を支援します。また、輸出拡大に必要な調査等を実施します。

〔 委託費、補助率：定額、1/2
委託先、事業実施主体：JETRO、民間団体等 〕

<各省との連携>

○外務省及び経済産業省

- ・新興市場開拓に向けて、在外公館等とも連携してテストマーケティングを実施するとともに、経済産業省所管のJETRO等と連携しながら、事業者発掘から商談支援までの総合的なビジネスサポート体制を強化

3. 食品産業グローバル展開インフラ整備事業 198 (64) 百万円

食品産業の海外展開に向けて、各国の食品の規格基準・規制等に係る情報の収集・共有化を行います。また、海外の食品ビジネスに精通した人材の確保・活用等を支援します。

〔 委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等 〕

<各省との連携>

○経済産業省 ・経済産業省所管のクール・ジャパン推進機構と連携して食産業のグローバル展開を推進

4. 輸出対応型施設の整備 13, 390 (12, 939) 百万円

(1) 食肉・青果関連の施設整備

(強い農業づくり交付金で実施) 優先枠3, 000 (一) 百万円

輸出青果物の長期保存が可能な低温貯蔵施設等や、イスラム圏向けのハラール対応型食肉処理施設の整備を支援します。

〔 交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等 〕

(2) 国産水産物の消費・輸出拡大を図るための高度衛生管理型漁港の整備

10, 390 (12, 939) 百万円

我が国水産物の輸出を積極的に推進するため、水揚げから荷捌き、出荷の過程で輸出先国のHACCP基準等を満たす荷捌き所や岸壁等の整備を推進します。

〔 補助率：10/10（うち漁港管理者1/3等）、1/2等
事業実施主体：国、地方公共団体等 〕

5. 日本食・食文化普及推進総合対策 1, 140 (一) 百万円

料理学校や海外給食事業者等と連携したメニュー開発による日本産食材の活用促進を図るとともに、海外主要都市での日本食レストランウィークの取組等を支援します。

〔 委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等 〕

<各省との連携>

○外務省 ・外務省所管のJICAが主催する国内外の研修等において、我が国の農林水産物・食品に関する取組についてのプログラムを実施し、日本食・食文化を普及する人材を育成

6. ミラノ国際博覧会政府出展委託事業 1, 100 (607) 百万円

2015年ミラノ国際博覧会への政府出展に向け、我が国の「食」に関する様々な取組を発信するための日本館建築、展示物製作、行催事・広報活動の実施、運営計画の策定等の開催準備等を実施します。

委託費
委託先：JETRO

<各省との連携>

○経済産業省及び国土交通省 ・ミラノ国際博覧会における日本館の出展準備

7. 輸出促進のための植物防疫対策

輸出促進のための植物防疫対策事業 180 (69) 百万円

消費・安全対策交付金 2, 048 (2, 096) 百万円の内数

輸出先国で登録されていない農薬等の国内での使用を低減する防除技術の確立や輸出解禁協議等において必要となる国内病虫害情報の収集等の取組を支援します。また、輸出に必要な検疫事項を産地等へ情報提供するとともに、集荷地等での輸出検疫を行うことにより、産地等の輸出への取組を支援します。

委託費、交付率：定額 (1/2 以内)
委託先、事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等、植物防疫所

8. 家畜衛生総合対策

5, 524 (5, 352) 百万円の内数

畜産物を輸出する際の相手国からの要求等に応えるため、牛白血病等の家畜の伝染性疾病の清浄化対策を支援するとともに、野生動物を対象とした伝染性疾病的監視を行います。また、検査証明書の電子化対応等により検査手続を迅速化します。

委託費、補助率：定額、1/2
委託先、事業実施主体：民間団体等、動物検疫所

(関連対策)

9. 食品の品質管理体制強化対策事業

236 (255) 百万円

国産食品の安全と国際的な信頼の向上を図るため、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の国際標準の導入促進に係る取組を支援します。

補助率：定額、1/2 以内
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1～3の事業	食料産業局輸出促進グループ	(03-3502-3408)
4(1)の事業	生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
4(2)の事業	水産庁計画課	(03-3502-8491)
5の事業	食料産業局食品小売サービス課外食産業室	(03-6744-0481)
6の事業	ミラノ国際博覧会チャレンジ本部事務局	(03-6744-2012)
7の事業	消費・安全局植物防疫課	(03-3502-5976)
8の事業	消費・安全局動物衛生課	(03-3502-5994)
9の事業	食料産業局企画課	(03-3502-5743)

輸出の拡大などグローバルな食市場の獲得

世界の料理界で日本食材の活用推進 (Made FROM Japan)

- 料理学校や海外給食事業者等と連携したメニュー開発による日本産食材の活用促進
- 海外の料理学校における日本食講座の開設

日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)

- 食品産業のグローバル展開に向けたソフトインフラの整備
- ミラノ国際博覧会への政府出展
- 民間投資と連携した途上国における効率的な農産物・食品の供給体制の構築 (ODA)



「国別・品目別輸出戦略」に沿った農林水産物・食品の輸出促進 (Made IN Japan)

オールジャパンで輸出に取り組む体制の整備

- 「国別・品目別輸出戦略」に基づくオールジャパンの取組を進めるため、農林水産物等輸出促進全国協議会の下に「戦略実行委員会」を設置
- 同委員会を活用し、①産地間連携の促進、②国家的マーケティングの検討、③輸出関連事業の効果の検証等を実施

環境整備・商流確立

国内

- GLOBAL G.A.P.やハラール等の認証の取得支援
- HACCPやハラール対応の施設整備
- 海外バイヤー等を招聘した商談会の開催 等

海外

- ジェトロとの連携強化を通じたビジネスサポート体制の強化
- 海外の見本市や商談会等への積極的な参加を支援
- 事業者によるジャパン・ブランドの確立に向けた取組や販売促進活動を支援 等

環境整備

輸出戦略に基づく検疫協議等の推進

- 検疫事項の産地等への情報提供、集荷地での輸出検疫の実施
- 家畜の伝染性疾病の清浄化対策や病害虫情報の収集・防除
- 日本産農林水産物・食品に対する規制緩和に向け、規制担当行政官の招聘やデータ提供を実施 等

2020年に日本産農林水産物・食品の輸出額を1兆円

38 日本食・食文化魅力発信プロジェクト[新規]

【2, 658（一）百万円】

対策のポイント

国内外における国産農林水産物・食品の市場拡大に向け、国内外において日本食・食文化の普及・拡大に係る取組や、学校給食等における国産農林水産物・食品の消費拡大に向けた取組を推進します。

<背景／課題>

- ・平成32年のオリンピック・パラリンピックの東京開催や和食のユネスコ無形文化遺産登録が決まったこと等を受け、世界各国の日本に対する注目度は高まっています。
- ・このような機会を捉え、日本食・食文化の魅力を国内に発信することを通じて、国民が和食の素晴らしさを再認識するとともに、増えつつある訪日外国人旅行者等に対し和食の深い魅力を広く伝えることにより、国産農林水産物・食品の消費拡大に繋げることが重要です。
- ・また、併せて、海外に向けて日本食・食文化の魅力を発信することで、国産農林水産物・食品の輸出拡大にも資することとなります。
- ・このため、国内外における国産農林水産物・食品の市場拡大に向け、国内外において日本食・食文化の普及・拡大に係る取組や、学校給食等における国産農林水産物・食品の消費拡大に向けた取組を推進します。

政策目標

- 農林水産物・食品の輸出額を拡大
(4,497億円(平成24年)→1兆円水準(平成32年))
- 国産農林水産物・食品の消費を拡大
(平成25年度から平成29年度までに売上向上率10%向上)

<主な内容>

1. 日本食・食文化普及推進総合対策

(1) 日本食・食文化の世界的普及プロジェクト

① 海外向けプロジェクト

料理学校や海外給食事業者等と連携したメニュー開発による日本産食材の活用促進、海外主要都市での日本食文化週間の実施、海外ジャーナリスト等を活用した日本食・食文化の魅力発信等の取組を行います。

② 国内向けプロジェクト

国内の各地において、消費者や食関係者等を対象とした日本食・食文化に係るセミナー・シンポジウムの開催、栄養バランスに優れた日本食を国内へ普及させるイベントの実施等の取組を行います。

委託費
委託先：民間団体等

<各省との連携>

○外務省

- ・外務省所管のJICAが主催する国内外の研修等において、我が国の農林水産物・食品に関する取組についてのプログラムを実施し、日本食・食文化を普及する人材を育成。

[平成26年度予算の概要]

(2) 日本食・食文化の普及支援事業

海外の料理学校における日本食講座の開設、海外主要都市での日本食レストランウィークの実施、海外の外食事業者団体等が主催する見本市への出展等の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 日本の食魅力再発見・利用促進事業

(1) 地域の農林水産物の活用促進

① 食のモデル地域の育成

地域で生産・加工される国産農林水産物・食品の消費拡大を推進するため、「食のモデル地域」における商品開発、販路開拓、人材育成等を支援します。

② 地域の取組の全国展開

食のモデル地域等での消費拡大の動きを全国的に拡大するため、商談会の開催や消費拡大促進フェア等の取組を支援します。

③ 学校給食における地場食材の利用拡大

現場の創意工夫を生かし、学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給するモデル的な取組を文部科学省と連携しつつ支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：市町村、協議会、民間団体等

<各省との連携>

○文部科学省

・文部科学省のスーパー食育スクール事業において、学校給食での地場産農林水産物の利用に係る食育効果の検証等を行い、成果を普及。

(2) 全国レベルでの国産農林水産物・食品の消費拡大

① 全国的な消費拡大のためのイベントを実施

生産者と消費者、日本と世界の絆を深め、我が国の農林水産業・食品産業、農山漁村がもつ素晴らしい価値を発信するための様々なイベントを実施します。

② 食料自給率向上に向けた取組

食料自給率の向上のため、異業種（医療・福祉、観光等）とも連携しつつ国産農林水産物の消費拡大を図る取組を推進します。

委託費
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：

1、2 (2) ①について	食料産業局食品小売サービス課外食産業室	(03-6744-0481)
2 (1) ①、②について	生産局穀物課	(03-3502-7950)
2 (1) ③について	食料産業局産業連携課	(03-6744-1779)
2 (2) ②について	大臣官房食料安全保障課	(03-6744-2352)

日本食・食文化魅力発信プロジェクト【26年度予算額：2,658百万円】

- 平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催や和食のユネスコ無形文化遺産登録が決まったこと等を受け、世界各国の日本に対する注目度は高まってきている
- このため、日本食・食文化の一層の理解深化と農林水産物・食品の輸出促進に向けて、国内外において日本食・食文化の普及・拡大に係る取組を総合的・戦略的に推進

日本食・食文化普及推進総合対策

海外向けプロジェクト(FBI戦略の取組)

世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)

- 海外の料理学校における日本食講座の開設 等

日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)

- 海外主要都市での日本食文化週間の実施
- 海外主要都市での日本食レストランウィークの実施 等

日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)

- 海外の外食事業者団体等が主催する見本市への出展 等

国内向けプロジェクト

- 消費者や食関係者等を対象とした日本食・食文化に係るセミナー・シンポジウムの開催 等



日本の食魅力再発見・利用促進事業

全国レベルでの国産農林水産物・食品の消費拡大

- 全国的な消費拡大のためのイベントの開催
- 食料自給率の向上に向けた異業種とも連携した国産農林水産物・食品の消費拡大の取組 等

地域の農林水産物の活用促進

- 食のモデル地域における商品開発、販路開拓、人材育成
- 学校給食における地場食材の利用拡大
- 消費拡大の動きを全国的に拡大するための商談会の開催や消費拡大促進フェア



○農林水産物・食品の輸出額を拡大 ○国産農林水産物・食品の消費を拡大

食品産業の強化のうち食品の品質管理体制強化対策事業

【236(255)百万円】

対策のポイント

日本産食品の安全と国際的な信頼の向上を図るため、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の国際標準の導入促進に係る取組を支援します。

<背景／課題>

- ・ 我が国食品産業の持続的な発展のためには、まず第一に、食品の安全と消費者の信頼を確保することが不可欠であるため、HACCP等の導入により、食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図っていく必要があります。
- ・ また、人口の減少等により国内市場が縮小傾向にある中、世界の経済発展を取り込むべく、輸出促進のための取組を強化していく必要があります。
- ・ このため、国内の食品製造事業者に対し、HACCP導入に至る前段階の衛生・品質管理の基盤となる高度化基盤整備の推進とHACCPの導入促進のための人材育成の実施や消費者の理解促進等により、衛生・品質管理水準の底上げを図るとともに、HACCPの義務付け等の国際的動向を踏まえたHACCPの導入促進を支援します。

政策目標

中小規模層（年間販売金額1～50億円）の食品製造事業者のHACCP導入率を平成35年までに50%にする
(27%（平成24年度） → 50%（平成35年度）)

<主な内容>

1. 衛生・品質管理基礎体力強化支援

食品製造事業者の衛生・品質管理体制を強化するため、高度化基盤整備の推進とHACCPの導入促進を図るための人材育成に対する支援を行うとともに、高度化基盤整備の普及・定着に係る取組を支援します。

また、既にHACCPに取り組んでいる事業者に対して、HACCPを適切に維持・運用できているかを確認し、専門家による助言・指導を行う取組を支援します。

2. 輸出促進HACCP導入支援

食品の輸出や海外の取引先からの信頼を得るために必要なHACCPの導入を加速度的に進展させるため、食品の製造現場に専門家を派遣し、製造現場の実態及び海外の取引先等が求める衛生・品質管理水準に即した助言・指導を行う取組を支援するとともに、輸出促進に向けた対応の円滑化に関する研修会の開催を支援します。

3. 食品製造事業者の食品安全に係る情報発信支援

食品製造事業者の食品安全に関する取組が消費者に理解され、適正な評価を得ることが、食品製造事業者におけるHACCP等の導入の推進力となります。

このため、食品製造事業者の食品安全に関する取組を、食品の製造現場や小売現場において、消費者に伝える取組を支援します。

補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体等

[担当課：食料産業局企画課 (03-3502-5743 (直))]

食品の品質管理体制強化対策事業<26年度概算決定額:236百万円(255百万円)>

食品の品質管理体制に係る課題

- 一般的衛生管理の重要性が認識されていない
(食中毒のほとんどは一般的衛生管理への対応が不十分なため発生)
- HACCPによる衛生・品質管理を求める世界的潮流があるにもかかわらず、中小事業者においてHACCPの導入が進まない

(輸出先国が求める衛生・品質管理水準に未対応)

中小事業者へのHACCP
導入が伸び悩み

【HACCP導入が進まない要因】

- ・ コストがかかる
- ・ 人材確保が困難(科学的・技術的知識が不足)
(危害要因の科学的分析能力等を有する責任者、指導者等の確保)
- ・ HACCPが消費者に理解・評価されない
ためインセンティブにならない

I コストへの支援 【HACCP支援法】

- ・ 法の期限を10年延長
- ・ 高度化基盤整備の取組への支援拡大
- ・ 輸出促進の位置付けの明確化

II 人材確保・消費者理解への支援 【予算事業】

1. 事業者向け対策(人材確保支援)

① 人材育成支援等

- ・ 高度化基盤整備の徹底やHACCP導入促進のための責任者・指導者養成研修等の開催支援
- ・ 高度化基盤整備の定着・普及に対する取組の支援
- ・ 輸出対応に向けた対応を円滑化するための研修会の開催支援

② 専門家現地派遣

- ・ HACCP導入を加速度的に進展させ、輸出の促進を図るため、製造現場に専門家を派遣し、助言・指導する取組を支援
- ・ HACCPを適切に維持・運用できているかを確認し、助言・指導を行う取組を支援

2. 消費者向け対策(理解醸成への支援)

- ① 消費者セミナー等の開催
 - ・ 製造現場での体験を含めた消費者セミナーの開催を支援
- ② パンフレットによる普及啓発
 - ・ 小売現場におけるHACCP等の普及の取組を支援

食品の製造過程の管理の高度化に係る施設・設備・設備（イメージ）



食品事業者の皆様へ

～食品安全等の取組への長期融資が受けやすくなります～

HACCP（ハサップ）支援法の改正により、HACCP導入時はもちろん、その前段階の衛生・品質管理等のための施設・設備の整備についても、(株)日本政策金融公庫の長期融資を受けることができるようになります。

食中毒、異物混入、表示偽装等、食品の安全性や消費者の信頼を損ねる事件が依然として発生しています。

安全な食品の提供、品質の維持、適正な表示等は、食品事業者共通の課題です。また、輸出を考える場合はHACCPの導入の検討も重要です。

HACCPの導入や衛生・品質管理、表示やトレーサビリティ等の取組のレベルを上げたり、取引先等からの評価を上げていくための施設・設備の整備に際して、長期の融資が受けられます。

このような投資計画がある方は、(株)日本政策金融公庫等、指定認定機関、業界団体又は農林水産省にご相談ください。（融資の仕組み、連絡先：裏面）

食品事業団体の皆様へ

会員企業の皆様の食品安全の取組のレベルアップの手段として、HACCP支援法をご活用ください。また、会員企業の皆様に本法に基づく融資について、お知らせください。

融資に当たっては、指定を受けた認定機関（業界団体等）が融資を受ける事業者の計画を認定する仕組みになっています。ご関心の団体におかれては、農林水産省にご相談ください。（連絡先：裏面）



法の有効
期限の延長

平成25年6月30日

平成35年6月30日
【10年間延長】

輸出促進の位
置付けの明確化

食品の輸出促進に配慮

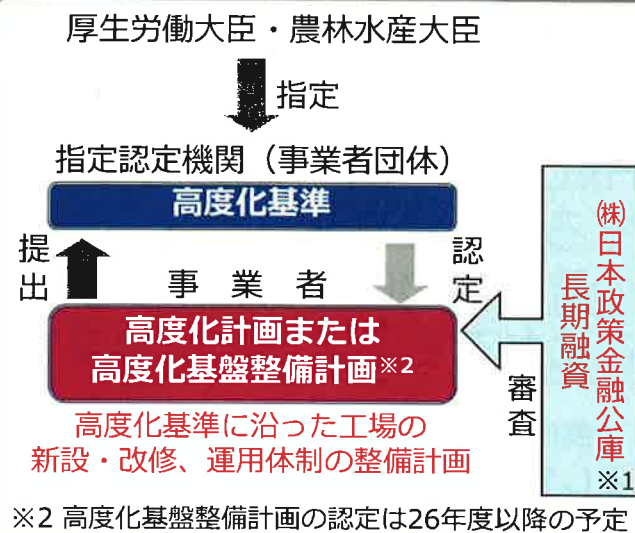
改正HACCP支援法に基づく支援の仕組み

食品製造事業者が、施設・体制整備の計画を作成し、**指定認定機関の認定を受け、(株)日本政策金融公庫※1の審査に通ると、公庫による長期融資を受けることができます。**

★ 融資には、「計画認定」と「金融審査」が必要です。

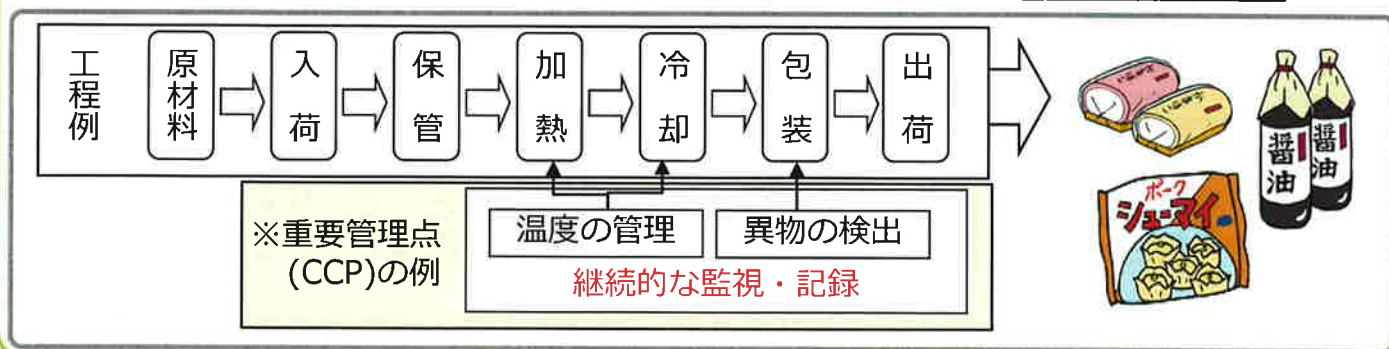
貸付条件 貸付金利:2.7億円まで 0.65～0.85%
(H25.12.20時点) 2.7億円超 0.80～1.00%
償還期限:15年以内(うち据置期間3年以内)

※1 沖縄においては、沖縄振興開発金融公庫。



HACCP (ハサップ) とは

原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析(HA: Hazard Analysis)し、危害の防止につながる特に重要な工程(CCP: Critical Control Point: 重要管理点)を継続的に監視・記録するシステムです。問題のある製品の出荷を未然に防止し、最終製品の安全性の向上を図ることが可能となります。



お問い合わせ先

■(株)日本政策金融公庫 農林水産事業本部 営業推進部食品産業グループ
(各都道府県に支店があります。) TEL 03-3270-5492
沖縄振興開発金融公庫 融資第三部 農林漁業融資班 TEL 098-941-1840

食品の種類ごとの指定認定機関

- | | | |
|---|--|---|
| (一社) 日本食肉加工協会 [食肉製品]
TEL:03-3444-1772 FAX:03-3441-8273 | (公社) 日本缶詰協会 [容器包装詰常温流通食品]
TEL:03-5256-4801 FAX:03-5256-4805 | (公社) 日本炊飯協会 [炊飯製品]
TEL:03-3590-1589 FAX:03-3590-7498 |
| (一社) 大日本水産会 [水産加工品]
TEL:03-3585-6985 FAX:03-3582-2337 | (公財) 日本乳業技術協会 [乳及び乳製品]
TEL:03-3264-1921 FAX:03-3264-1569 | 全国味噌工業協同組合連合会 [味噌]
TEL:03-3551-7161 FAX:03-3551-7168 |
| 全国醤油工業協同組合連合会 [醤油製品]
TEL:03-3666-3286 FAX:03-3667-2216 | (一社) 日本冷凍食品協会 [冷凍食品]
TEL:03-3541-3003 FAX:03-3541-3012 | (一社) 日本惣菜協会 [惣菜]
TEL:03-3263-0957 FAX:03-3263-1325 |
| (公社) 日本給食サービス協会 [集団給食用食品]
TEL:03-3254-4614 FAX:03-3254-4667 | (一社) 日本弁当サービス協会 [弁当]
TEL:03-5289-7470 FAX:03-5289-7472 | (公財) 日本食品油脂検査協会 [食用加工油脂]
TEL:03-3669-6723 FAX:03-3669-1019 |
| (一財) 日本食品分析センター [ドレッシング類]
TEL:03-3469-7131 FAX:03-3469-7002 | (一社) 全国清涼飲料工業会 [清涼飲料水]
TEL:03-3270-7300 FAX:03-3270-7306 | (一財) 全国調味料・野菜飲料検査協会 [食酢製品]
TEL:03-3639-9668 FAX:03-3639-9669 |
| (一社) 日本ソース工業会 [ウスターソース類]
TEL:03-3639-9667 FAX:03-3639-9669 | 全国乾麺協同組合連合会 [乾めん類]
TEL:03-3666-7900 FAX:03-3669-7662 | 全国菓子工業組合連合会 [菓子製品]
TEL:03-3400-8901 FAX:03-3407-5486 |
| (一社) 日本パン工業会 [パン]
TEL:03-3667-1976 FAX:03-3667-2049 | 全日本漬物協同組合連合会 [農産物漬物]
TEL:03-3253-9797 FAX:03-3253-9798 | 全国製麺協同組合連合会 [生めん類]
TEL:03-3634-2255 FAX:03-3634-1930 |
| (公社) 日本べんとう振興協会 [大量調理型主食的調理食品]
TEL:03-3356-1575 FAX:03-3356-1817 | | |

■農林水産省食料産業局企画課食品企業行動室 TEL 03-3502-5743
北海道農政事務所経営・事業支援課
地方農政局事業戦略課 (東北、関東、東海、北陸、近畿、中国四国、九州)
沖縄総合事務局食品・環境課

○ 農林水産関連企業等に対する金融措置等

(1) 農産物の自由化等により影響を被る特定の農産加工業者の経営の改善を図るため、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、事業転換、新商品・新技術の開発・利用、事業提携等に対し、金融税制の面での助成措置を講じます。

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局食品製造卸売課 ☎03-3502-8237(直通)

(2) 中山間地域における農林漁業の振興を図るため、中山間地域内で生産される農林畜水産物を活用した新商品の研究開発等を行うのに必要な資金及び中山間地域内において農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設の設置に必要な資金を融資します。

《問い合わせ先》農林水産省農村振興局中山間地域振興課 ☎03-3502-6005(直通)

(3) 特定農林畜水産物の新規の用途又は加工原材料用の新品種を使った製品生産を企業化・実用化する事業に必要な施設の改良、造成又は取得するための資金を融資します。

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局新事業創出課 ☎03-6744-2062(直通)

(4) 食品の衛生・品質管理体制を強化するため、食品製造事業者がHACCPを取り入れた一定の施設整備を行う場合に金融上の支援を行います。

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局企画課 ☎03-3502-5743(直通)

(5) 乳業施設の整備を図る乳業者に対して、低利で資金を融資します。

《問い合わせ先》農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課 ☎03-3502-5987(直通)

(6) 近年の水産加工業を取り巻く情勢に対応して、水産加工業の体質強化を図るために必要となる施設の改良等を行う資金である水産加工資金を融資します。

《問い合わせ先》水産庁漁政部加工流通課 ☎03-3502-8203(直通)

(7) 林業・木材産業の経営改善等を目的として行う新たな経営の開始、生産・販売方式の導入等を実施するために必要な資金（林業・木材産業改善資金）を融資します。

また、林業経営の改善を図るとともに、木材の生産及び流通の合理化等を促進し木材供給の円滑化を図るため、木材産業等高度化推進資金を融資します。

《問い合わせ先》林野庁林政部企画課 ☎03-3502-8037(直通)

(8) 食品廃棄物を再資源化するために必要となる運搬、貯蔵、回収又は加工等のための施設で、十分な公害対策が講じられているものに対し長期低利資金を融資します。

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課

☎03-6744-2066 (直通)

(9) 農林漁業の成長産業化を実現するため、株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、成長資本の提供と併せて経営支援を一体的に実施します。

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局産業連携課ファンド室 ☎03-6744-2076

○ 食料品・林産物の流通の合理化

(1) 食料品の流通の合理化

消費者ニーズの多様化・高度化、労働環境の変化、環境問題への関心の高まり等食品流通を取り巻く社会的経済的情勢の変化に適切に対応するため、次の措置を講じます。

- [1] 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善を支援するため、同法に基づく指定法人である（公財）食品流通構造改善促進機構が、①通信講座による等研修事業、②流通の近代化、経営の合理化に関する相談・支援や同法等の法令に基づく債務保証等の相談援助事業を行うことにより食品小売業・卸売業の活性化等の総合的な推進を図ります。

《問い合わせ先》（公財）食品流通構造改善促進機構 ☎03-5809-2175（直通）

- [2] 生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化の推進を図るため、低利融資（生鮮食料品等小売業近代化貸付）を行います。

《問い合わせ先》農林水産省食品小売サービス課 ☎03-3502-5741（直通）

- [3] 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業に対し、低利融資（食品流通改善資金）を行います。

《問い合わせ先》農林水産省食品小売サービス課 ☎03-3502-5741（直通）

- [4] 乳業の合理化・再編による効率的な乳業施設の整備等を行う事業に対して助成します。

《問い合わせ先》農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課 ☎03-3502-5987（直通）

(2) 林産物の流通の合理化

地域の中小製材工場等が中核工場と連携して行う、生産品目の転換や品質向上・物流効率化、地域材への原料転換に必要な施設整備等を森林・林業再生基盤づくり交付金により、支援します。

○対象となる事業者：地域材を利用する法人（木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするもの）

○支援策の具体的内容：木材処理加工施設、木材集出荷販売施設等の整備

○手続きの流れ：地域材を利用する法人等が都道府県知事に計画を申請し承認を受ける。その後、地域材を利用する法人等は補助金交付申請書を都道府県知事に提出。

《問い合わせ先》林野庁木材産業課 ☎03-6744-2291